

マイクロソフト教育機関向け ソフトウェアライセンスに関する契約書（案）

公立大学法人新潟県立看護大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、下記マイクロソフト教育機関向けソフトウェアライセンスの供給及び使用について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、公立大学法人新潟県立看護大学マイクロソフト教育機関向けソフトウェアの利用を可能にし、甲はこれを利用するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は以下のとおりとする。

契約金額 _____ 円
消費税額及び地方消費税額 _____ 円

（契約金額の請求及び支払）

第3条 乙は、納入後、一括金額にて甲に請求するものとする。

2 甲は、乙より適法な請求書が提出された場合、これを受理した日から 30 日以内に乙に対価を支払うものとする。

（納入場所および契約期間等）

第4条 乙がマイクロソフト教育機関向けライセンスを納入する場所及び期間は次のとおりとする。

- (1) 場 所： 新潟県上越市新南町 240 番地
- (2) 期 間： 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

（契約業務）

第5条 この契約において、乙が履行すべき給付の内容は、甲が乙に示した調達に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。

契約保証金 _____ 円

※ただし、契約事務取扱規程第 42 条第 1 号及び第 3 号に該当する場合は、免除となるため、落札決定後、通知する。

（事情変更）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 天災、その他の不可抗力の原因によらないで、本契約業務を行わないとき。
- (2) 本契約の履行に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (4) 公正取引委員会が、乙等に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (5) 乙等が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (6) 乙等（乙等が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- (7) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により、甲が本契約を解除しても、乙は甲に対して損害および異議の申立をすることはできない。

4 乙は、新潟県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(損害賠償の負担)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲の業務に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定める。

(秘密の保全)

第10条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密及び個人情報等を、外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならないものとする。

2 乙は、マイクロソフト教育機関向けソフトウェアライセンスの管理・運用のためにその使用人を甲の設置場所に立ち入らせる場合は、当該立入者に必ず身分証明書を携行させるものとする。

3 乙及びその使用人等が第1項の規定に違反して甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を甲に賠償するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、これを定める。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

新潟県上越市新南町240番地

甲 公立大学法人新潟県立看護大学
理 事 長 小泉 美佐子

乙